

令和2年 第10回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年11月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和2年11月26日 午後1時30分 令和2年11月26日 午後2時45分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 11名 欠席 3名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	×
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	×
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	×			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	2番	澤田 英雄		3番	塩田 満	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和2年第10回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、11名でございます。 本日の欠席委員は、6番原田尚一委員、10番小林忍委員、12番星博明委員、3名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、2番の澤田英雄委員及び、3番塩田満委員お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日より一日といたしたいと思っております。 ご異議ありませんか。
日程3 議案1	議長	異議なしと認めます。よって、会期は本日より一日といたします。
	議長	次に、日程第3議事に入ります。
	議長	議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解除が成立しており、特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議案2	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります西岡正雄委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	13番委員	問題がありません。

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、1番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を議題といたします。
	事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります西岡正雄委員にお伺ひします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	13番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番から15番の件を議題について、国有地及び町有地の払い下げの案件です。地域調和要件については、過去から農地として申請者が占有していることから問題が無いと判断されます。地区担当委員の意見を省略したいと思いますがいかがでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。
	議長	議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番から12番の件を議題にします。議案の説明と質疑を一括して行い、議決は一件づつ行います。

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書のとおり地域調和要件を含めた5要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、3番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、4番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、4番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、5番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、5番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、6番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、6番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、7番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、7番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、8番の件を可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
		うか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、８番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、９番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、９番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１０番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１０番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１１番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１１番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１２番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１２番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１３番の件を議題にします。
	議長	会議規則第１０条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第３条調査書のとおり地域調和要件を含めた５要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長 議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、13番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、13番の件を可と決定いたします。
	議長 議長 議長	が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。 次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、14番15番の件を議題にします。
	議長	会議規則第10条の規定により、が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長 議長 事務局長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。 事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第3条調査書のとおり地域調和要件を含めた5要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。
	議長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、14番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、14番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、15番の件を議題にします。
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第3条調査書のとおり地域調和要件を含めた5要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。
	議長 5番委員	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。 こちらは、今回の土地改良事業には関係ないですね。国有地の払い下げの案件もあるので関係はありますか。
	事務局長	今回の案件とは関係ありません。隣のとれたにある国有地の払い下げを過去に受けた際の測量により、さんが国有地を占有

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長 議長	していることがわかり、財務省より町が払い下げを受けて、それを町から■■■■さんへ払い下げをするといった案件です。 (他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、15番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、15番の件を可と決定いたします。
	議長 議長 議長	■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設、または第3種農地である場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました塩田満委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	塩田委員長	11月16日に塩野谷委員、田中委員、片岸局長、近藤事務局、そして私で現地に行ってまいりました。現地調査の結果は問題無しということになりましたので、報告申し上げます。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問についての件を、議題といたします。
議案 4	議長	事務局長より説明願います。

議 事 の 経 過 (R2.11.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和2年第10回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。